

改 正 案

現 行

（株式等保有限度額を超えて株式等を保有することができる理由）

第一条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（以下「法」という。）第三条第二項に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

- 一 （略）
- 二 銀行等又はその子会社等を当事者とする会社分割をすること。
- 三 銀行等又はその子会社等を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けをすること。
- 四・五 （略）

（借入金及び銀行等保有株式取得機構債の発行の限度額）

第六条 法第五十条第二項に規定する政令で定める金額は、二兆円とする。

（銀行等保有株式取得機構債の債券）

第七条 法第五十条第一項に規定する銀行等保有株式取得機構債（以下「機構債」という。）を発行するときは、次の各号に掲げる場合を除き、機構債の債券を発行しなければならない。

- 一 当該機構債につき社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。第十条第一項第六号及び第七号並びに第二項第三号において「社債等振替法」という。）の規定の適用がある場合
 - 二 当該機構債の引受けをしようとする者が、引受けに際し、当該機構債につき社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録の請求をした場合
- 2 前項の機構債の債券は、無記名式で利札付きのものとする。

（機構債の発行の方法）

第八条 機構債の発行は、募集の方法による。

（募集機構債に関する事項の決定）

第九条 機構は、その発行する機構債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集機構債（当該募集に応じて当該機構債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる機構債をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 募集機構債の総額
- 二 各募集機構債の金額

（株式等保有限度額を超えて株式等を保有することができる理由）

第一条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（以下「法」という。）第三条第二項に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

- 一 （略）
- 二 銀行等又はその子会社等を当事者とする分割をすること。
- 三 銀行等又はその子会社等を当事者とする営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けをすること。
- 四・五 （略）

（借入金及び債券発行の限度額）

第六条 法第五十条第二項に規定する政令で定める金額は、二兆円とする。

（機構債券の形式）

第七条 法第五十条第一項に規定する銀行等保有株式取得機構債券（以下「機構債券」という。）は、無記名利札付きとする。

（機構債券の発行の方法）

第八条 機構債券の発行は、募集の方法による。

（債券総額払込み前の新たな機構債券の発行）

第九条 機構は、前に募集した機構債券の総額の払込み前でも、更に機構債券を発行することができる。

- 三 募集機構債の利率
- 四 募集機構債の償還の方法及び期限
- 五 利息支払の方法及び期限
- 六 機構債の債券を発行するときは、その旨
- 七 各募集機構債の払込金額（各募集機構債と引換えに払い込む金銭の額をいう。第十五条第二項第三号において同じ。）
- 八 募集機構債と引換えにする金銭の払込みの期日
- 九 一定の日までに募集機構債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、募集機構債の全部を発行しないこととするときは、その旨及びその一定の日
- 十 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・財務省令で定める事項

〔募集機構債の申込み〕

第十条 機構は、前条の募集に応じて募集機構債の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 募集機構債の名称
- 二 当該募集に係る前条各号に掲げる事項
- 三 機構債の債券を発行するときは、無記名式である旨
- 四 引受けの申込みがあった募集機構債の額が募集機構債の総額を超える場合の措置
- 五 募集又は管理の委託を受けた者があるときは、その商号又は名称
- 六 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨及び振替機関（社債等振替法第二条第二項に規定する振替機関をいう。）の商号
- 七 社債等振替法の規定の適用がないときは、社債等登録法に規定する登録機関の商号又は名称
- 八 その他内閣府令・財務省令で定める事項

2| 前条の募集に応じて募集機構債の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を機構に交付しなければならない。

- 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
- 二 引き受けようとする募集機構債の金額及び金額ごとの数
- 三 社債等振替法の規定の適用がある機構債（第十二条第二項において「振替機構債」という。）の募集に応じようとする者については、自己のために開設された当該機構債の振替を行うための口座

3| 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、内閣府令・財務省令で定めるところにより、機構の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・財務省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該申込み

〔機構債券申込証〕

第十条 機構債券の募集に応じようとする者は、機構債券申込証にその引き受けようとする機構債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2| 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある機構債券（次条第二項において「振替機構債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を機構債券申込証に記載しなければならない。

3| 機構債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 機構債券の名称
- 二 機構債券の総額
- 三 各機構債券の金額
- 四 機構債券の利率
- 五 機構債券の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 機構債券の発行の価額
- 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
- 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
- 十 応募額が機構債券の総額を超える場合の措置
- 十一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号
- 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号

をした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 機構は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び変更があつた事項を第二項の申込みをした者（以下「申込者」という。）に通知しなければならない。

5 機構が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を機構に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

6 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（募集機構債の割当て）

第十一条 機構は、申込者の中から募集機構債の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集機構債の金額及び金額ごとの数を定めなければならない。この場合において、機構は、当該申込者に割り当てる募集機構債の金額ごとの数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2 機構は、第九条第八号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集機構債の金額及び金額ごとの数を通知しなければならない。

（募集機構債の引受け）

第十二条 前二条の規定は、地方公共団体が募集機構債を引き受ける場合又は募集機構債の募集の委託を受けた者が自ら募集機構債を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

2 前項の場合において、振替機構債を引き受ける地方公共団体又は振替機構債の募集の委託を受けた者は、その引受けの際に、第十条第二項第三号に掲げる事項を機構に示さなければならない。

（削る）

（募集機構債の権利者）

第十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める募集機構債の権利者となる。

- 一 申込者 機構の割り当てた募集機構債
- 二 募集機構債を引き受けた地方公共団体 当該地方公共団体が引き受けた募集機構債
- 三 募集機構債の募集の委託を受けた者で自ら募集機構債を引き受けたもの その者が引き受けた募集機構債

（新設）

（機構債券の引受け）

第十一条 前条の規定は、地方公共団体が機構債券を引き受ける場合又は機構債券の募集の委託を受けた会社が自ら機構債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

2 前項の場合において、振替機構債券を引き受ける地方公共団体又は振替機構債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を機構に示さなければならない。

（機構債券の成立の特則）

第十二条 機構債券の応募総額が機構債券の総額に達しないときでも、機構債券を成立させる旨を機構債券申込証に記載したときは、その応募額をもって機構債券の総額とする。

（機構債券の払込み）

第十三条 機構債券の募集が完了したときは、機構は、遅滞なく、各機構債券につきその全額の払込みをさせなければならない。

(機構債の債券の発行)

第十四条 機構は、機構債の債券を発行する旨の定めがある機構債を発行した日以後遅滞なく、当該機構債の債券を発行しなければならない。

2 機構債の各債券には、第九条第二号から第五号まで並びに第十条第一項第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(銀行等保有株式取得機構債原簿)

第十五条 機構は、主たる事務所に銀行等保有株式取得機構債原簿を備えて置かなければならない。

2 銀行等保有株式取得機構債原簿には、次の事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 第九条第三号から第六号までに掲げる事項その他の機構債の内容を特定するものとして内閣府令・財務省令で定める事項(次号において「種類」という。)
- 二 種類ごとの機構債の総額及び各機構債の金額
- 三 各機構債の払込金額及び払込みの日
- 四 機構債の債券を発行したときは、機構債の債券の番号、発行の日及び機構債の債券の数
- 五 第十条第一項第一号及び第五号から第七号までに掲げる事項
- 六 社債等登録法に規定する登録に関する事項
- 七 元金の支払に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・財務省令で定める事項

(機構債の債券を発行する場合の機構債の譲渡)

第十六条 機構債の債券を発行する旨の定めがある機構債の譲渡は、当該機構債に係る債券を交付しなければ、その効力を生じない。

(権利の推定等)

第十七条 機構債の債券の占有者は、当該債券に係る機構債についての権利を適法に有する

(債券の発行)

第十四条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき又は機構債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、機構債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 各債券には、第十条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(機構債券原簿)

第十五条 機構は、主たる事務所に機構債券原簿を備えて置かなければならない。

2 機構債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 機構債券の発行の年月日
- 二 機構債券の数(社債等振替法の規定の適用がないときは、機構債券の数及び番号)
- 三 第十条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項
- 四 社債等登録法に規定する登録に関する事項
- 五 元金の支払に関する事項

(機構債券の利札が欠けている場合)

第十六条 機構債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りではない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、機構は、これに応じなければならない。

(新設)

ものと推定する。

- 2| 機構債の債券の交付を受けた者は、当該債券に係る機構債についての権利を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(機構債の債券を発行する場合の機構債の質入れ)

- 第十八条 機構債の債券を発行する旨の定めがある機構債の質入れは、当該機構債に係る債券を交付しなければ、その効力を生じない。

(機構債の質入れの對抗要件)

- 第十九条 機構債の債券を発行する旨の定めがある機構債の質権者は、継続して当該機構債に係る債券を占有しなければ、その質権をもって機構その他の第三者に対抗することができない。

(機構債の債券の喪失)

- 第二十条 機構債の債券は、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四百四十二条に規定する公示催告手続によつて無効とすることができる。

- 2| 機構債の債券を喪失した者は、非訟事件手続法第四百四十八条第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。

(利札が欠けている場合における機構債の償還)

- 第二十一条 機構は、債券が発行されている機構債をその償還の期限前に償還する場合において、これに付された利札が欠けているときは、当該利札に表示される機構債の利息の請求権の額を償還額から控除しなければならない。ただし、当該請求権が弁済期にある場合は、この限りでない。

- 2| 前項の利札の所持人は、いつでも、機構に対し、これと引換えに同項の規定により控除しなければならない額の支払を請求することができる。

(機構債の償還請求権等の消滅時効)

- 第二十二条 機構債の償還請求権は、十年間行使しないときは、時効によつて消滅する。
- 2| 機構債の利息の請求権及び前条第二項の規定による請求権は、五年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

(機構債の発行の認可)

- 第二十三条 機構は、法第五十条第一項の規定により機構債の発行の認可を受けようとするときは、機構債の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(機構債券の発行の認可)

- 第十七条 機構は、法第五十条第一項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁

官及び財務大臣に提出しなければならない。

一 機構債の発行を必要とする理由

二 第九号第一号から第五号まで及び第七号並びに第十号第一号及び第五号から第七号までに掲げる事項

三 機構債の募集の方法

四 機構債の発行に要する費用の概算額

五 前各号に掲げるもののほか、機構債の債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第十号第一項各号に掲げる事項を記載した書面

二 機構債の発行により調達する資金の使途を記載した書面

三 機構債の引受けの見込みを記載した書面

(内閣府令・財務省令への委任)

第二十四条 第七条から前条までに定めるもののほか、機構債に関し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

(課税の特例)

第二十五条 (略)

2 機構に対する地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「七年以内」に開始した事業年度」とあるのは「に開始した事業年度」と、「同法第五十七条第一項本文」とあるのは「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)第五十八条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第五十七条第一項本文」とする。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第二十六条 (略)

長官及び財務大臣に提出しなければならない。

一 機構債券の発行を必要とする理由

二 第十号第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項

三 機構債券の募集の方法

四 機構債券の発行に要する費用の概算額

五 第二号に掲げる事項を除くほか、債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 作成しようとする機構債券申込証

二 機構債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面

三 機構債券の引受けの見込みを記載した書面

(内閣府令・財務省令への委任)

第十八条 第七条から前条までに定めるもののほか、機構債券に関し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

(課税の特例)

第十九条 (略)

2 機構に対する地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「五年以内」に開始した事業年度」とあるのは「に開始した事業年度」と、「同法第五十七条第一項本文」とあるのは「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)第五十八条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第五十七条第一項本文」とする。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第二十条 (略)